

近世木曾材の伐木・運材の史料について(上)

——享保の林政改革期に成立した史料をめぐって——

安藤 茂良

はじめに

一 木曾谷沢々町間記

(一) 『鶴舞本』について

(二) 記載内容について

(三) 作成の意図

二 木曾材木役所管内総図(以上、本号)

(一) 数多く存在する木曾材木役所管内総図

(二) 記載内容について

(三) この類型の絵図の成立

三 木曾川通絵図

小括

はじめに

近世において、尾張藩が木曾材を伐木・運材するために作成していた数

近世木曾材の伐木・運材の史料について(上)

多くの史料があり、類型別に見ていくと次のようになる。

i 『木曾谷澤々町間記』⁽¹⁾。この中の絵図の部分だけを取り出して一冊にした『木曾惣山繪圖』⁽²⁾。

ii 「木曾惣山并濃州三ヶ村山繪圖」(第1図、口絵参照)・「木曾山之圖」・「巢山之圖」などと呼ばれている一連の絵図類⁽³⁾。

iii 「木曾川通繪圖」⁽⁴⁾をはじめとする川並絵図類。

の三種類が、それである。これらのうち、『木曾谷澤々町間記』は享保一年(二七二五)に、「木曾川通圖」は享保一二年に成立したものであるが、「ii」の絵図類については、その原図の成立時期がはっきりしていなかった。

このような状況の中で、平成一〇年(一九九八)に山下和正氏が、『地図で読む江戸時代』(柏書房)を出版された。その中に、「木曾材木役所管内総図」(二三三頁)が収められている。この絵図は、木曾の近世研究史上に大きく寄与する画期的な発見であった。

これは前記の「ii」の類型にあたるもので、「天明四龍次庚申菊月念有九日膳寫 各務重堅」という書き込みがあり、天明四年(一七八四)に作成された絵図である。その記載内容を見ていくと、この図は、後述するように『木曾谷澤々町間記』を地図化したものであり、しかも、享保一二年(一七二七)以前に作成された絵図を謄写したものと考えられるのである。

これらの三類型の史料成立期が、総て享保期、即ち尾張藩による「享保の林政改革期」⁽⁵⁾に当たるのである。このことをふまえて、本稿はこれらの三つの史料と、成立について検証して行くことを目的とするものである。

一 木曾谷沢々町間記

この『木曾谷澤々町間記』の原本は残っていない。江戸時代に作成された写本が、蓬左文庫・徳川林政史研究所等に所蔵されている。本稿では、これらのうち、検討の余地はあるが、名古屋市立鶴舞中央図書館所蔵の写本によって考察を進めていくことにする。

(一) 『鶴舞本』について

此書奥村所蔵写本、木曾材木奉行所ノ秘鑑トソ

明治庚戌五月十日校畢 奥村定

と、巻末に朱書で記されており、『名古屋市史』(大正四年七月〜大正五年三月刊行)の史料調査時の明治四三年に編纂賛助員奥村定氏が、奥村氏所蔵写本を謄写したものである。

この点について、『蓬左本』にはこの町間記は「御賄人組頭岩屋氏之家藏ト云々、從竹邑先生傳借写之訖木曾御材木奉行所之秘鑑」であったものを、天保一三年(一八四二)八月に、奥村徳義(後に得義と改名)が村瀬氏の仰せによって書写したとある。

この町間記は三冊からなっており、上冊には湯舟澤・妻籠・蘭・田立・三留野・柿其・野尻・奥川・須原・萩原、中冊には上松・岩郷・福島・黒川・上田・原野・宮越・藪原・萩原、下冊には奈良井・三尾・黒澤・王瀧・末川・西野・奈川の各山について記述されており、それぞれの表紙に「享保十乙巳歲」とあって、享保一〇年(一七二五)に作成されたものであることがわかる。作成者は云うまでもなく、木曾材木役所である。そこにおいて秘鑑扱いとされていたのであり、『蓬左本』には、「堅禁他見」と、その扱いの状態を知ることができる記述がある。

(二) 記載内容について

1 木曾山方角図(第2図)

『上冊』の冒頭に、この方角図を置いている。木曾川が太く書かれており、その両側に、下流から落合山・湯舟沢山と、次の四〇の山が図示されている。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| (ア) 落合山、 | (イ) 湯舟沢山、 | (ウ) 馬籠山、 | (エ) 山口山、 |
| (オ) 妻籠山、 | (カ) 蘭山、 | (キ) 田立山、 | (ク) 柿其山、 |
| (ケ) 三留野山、 | (コ) 与川山、 | (サ) 野尻山、 | (シ) 阿寺山、 |
| (ス) 須原山、 | (セ) 須原小川山、 | (ソ) 伊奈川山、 | (タ) 萩原山、 |
| (チ) 上松山、 | (ツ) 上松小川山、 | (テ) 岩郷山、 | (ト) 上田山、 |

(ナ)黒川山、 (ニ)原野山、 (ヌ)宮越山、 (ネ)菅山、
 (ノ)藪原山、 (ハ)荻曾山、 (ヒ)奈良井山、 (フ)贄川山、
 (ヘ)三尾山、 (ホ)黒沢山、 (マ)王瀧山、 (ミ)鯨川山、
 (ム)白川、 (メ)瀧越山、 (モ)持原山、 (ヤ)三浦山、
 (牟)末川山、 (ユ)西野山、 (エ)奈川山、 (ヨ)福島山

ここで断っておきたいことは、ここでいう「山」というのは、後述するが、恵那山とか御嶽山というような山岳の名前ではなく、施業区とも言うべきものである。

2 各山の絵図と、その領域内の沢々・巢山についての記述
 最初に湯舟沢山についての記述があり、続いて、最後の奈川山までを二十一ヶ所にまとめて、それぞれ湯舟沢山と同じように記述されている。方角図の四〇山とは、その数が違っているが、このことについても考える必要がある。

最初の湯舟沢山については全文を記し、二番目の妻籠・蘭山からは、絵図の名と、沢々の記述されている分量を知るために、それぞれの記載帖数のみを記すことにした。

(一) 湯舟沢山

絵図(第3図)

湯舟沢山

一湯舟沢山(イ、湯舟沢入、大川より東へ入、谷渡よりつめた入、三坂せり伊奈境渡迄

三里四丁四拾間

近世木曾材の伐木・運材の史料について(上)

内 大渡(イ、大川渡)より落合境之沢迄貳拾七丁貳拾間余
 境之沢より八舛蒔渡迄貳拾壹丁三拾間余(イ、程)

此谷奥

右落合宿

左十穀峠

右落合境之沢せり迄拾(イ、拾九)町丁程

左嶋田沢せり迄四拾壹丁程

此間湯舟沢村有

八舛蒔渡より

一ぬる川渡、本谷筋より右へ入谷、八舛蒔渡よりせり恵那山迄

貳里十五丁程

此谷奥

右さる沢廿五丁程

此谷奥

右西谷

左東谷

右湯舟沢廿丁程

左小澤

左笹原沢五丁程

左一ノ沢拾六町程

右大かめ谷六丁程

右岩ヶ沢廿丁程

此谷奥中山御巢山有

右ぬめり沢六丁ほど

左うばがなぎ九丁半程

左くらがり沢七丁程

右本谷せり恵沢山境

一つめた川入、本谷筋より左江入谷、八舛蒔渡より三坂伊奈境迄

壱里廿七丁四拾間余

此谷奥

左やなたる三拾九丁程

此谷奥

左せはたる八丁程

左より沢

左池ヶ沢三拾九丁程

此奥

左ひの口廿丁程

右みのかね拾丁ほど

右わる沢拾丁ほど

左平兵衛谷六丁ほど

此谷上大なき御巢山有

左樽ヶ沢廿丁程

右池ヶ沢本谷せり也

左樽洞八丁程

此谷奥

右八洞式拾三丁ほど

左うすか久保拾三丁程

此間けやき平と云

左そふれ拾六丁程

此谷奥

左百取拾式丁程

此間三坂御巢山有

右こわ清水三坂本谷せりいな境

此奥うばがなぎ御巢山有

絵図(第3図)には、沢や巢山の位置とその名前の他に、道が朱色で描き込まれている。これらの沢々や道と関連付けて十石峠・沓掛等々の地名が書き込まれており、地名研究の上でも役立つことが大きい。

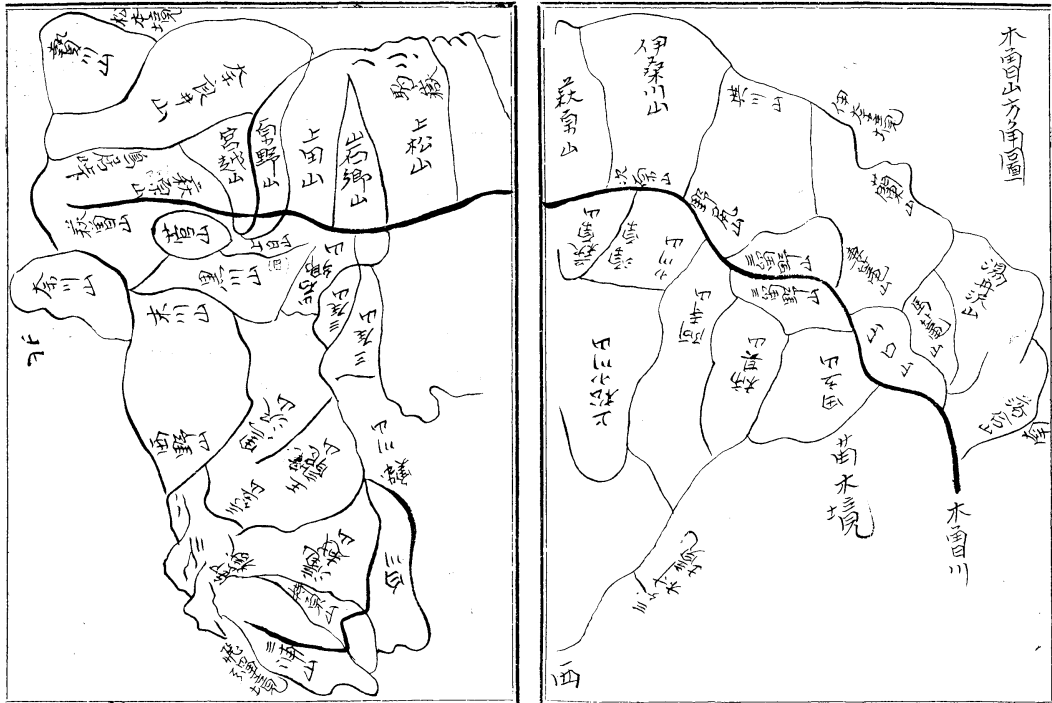
先ず、湯舟沢山が大川渡(この場合木曾川との合流点)から東にあたる場所にあるとその位置を示している。

次に湯舟沢川の本谷と把握している、大川渡より冷川より三坂せりより伊奈境渡までの距離を三里四町一四間としている。その間にある境の沢、八舛蒔の地点の距離についても記している。

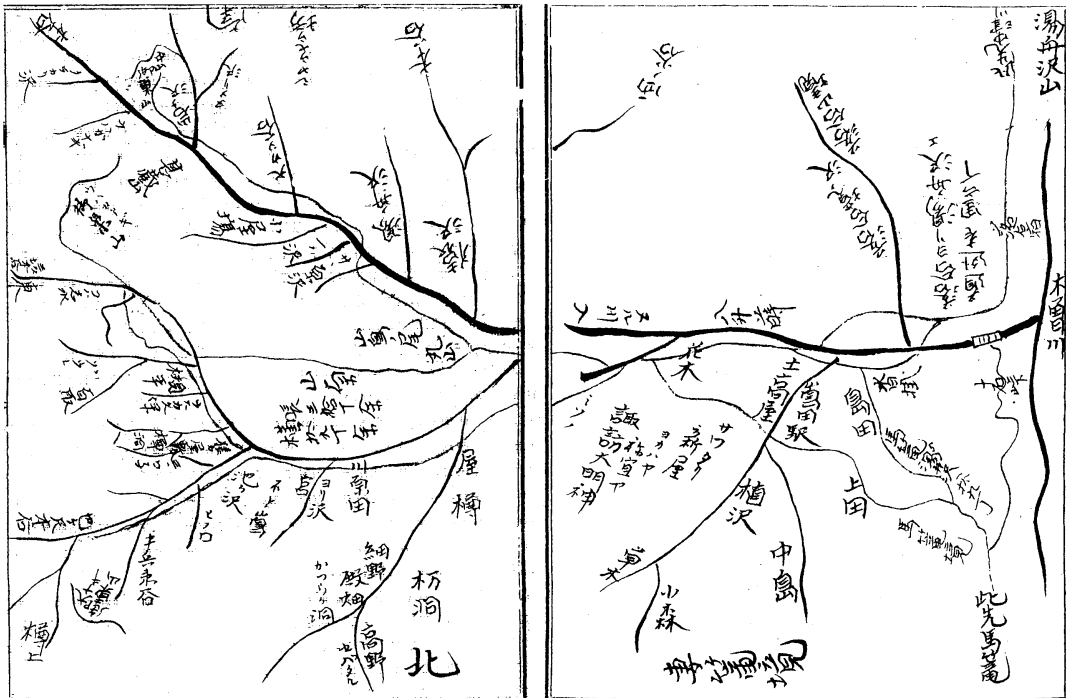
次いでこの領域での大きな沢である温川と冷川について記述している。温川については、合流点の八舛蒔渡から恵那山までの距離二里一五町余として、そこに流れ込む小沢名と、その長さ、その流域にある巢山を記している。冷川についても同様に小沢名と長さ、巢山を記しているが、その他に、この谷筋が古代東山道にあたるためか、ひの口・強漬水等々の地名も記している。

(二) 妻籠・蘭山図、妻籠山(二帖)、蘭山(三帖)。

(三) 田立山図、田立山(四帖)。



第2図 木曾山方角図(『木曾谷澤々町間記』所収 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)



第3図 湯舟沢山絵図(『木曾谷澤々町間記』所収 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)

- (四) 三留野山図、三留野山(六・六帖)。
- (五) 柿其山図、柿其山(三・五帖)。
- (六) 野尻阿寺山図、野尻山(五・五帖)。
- (七) 与川山図、与川山(二・五帖)。
- (八) 須原小川山・伊奈川図、須原山(七帖)。
- (九) 荻原山図、荻原山(四帖)。
- (一〇) 上松山図、上松小川山図、上松山(五帖)。
- (一一) 福島・岩郷山図、岩郷山(七・五帖)。
- (一二) 黒川山図、黒川山(四帖)。
- (一三) 上田山図、原野山図、上田山(四帖)、原野山(二帖)。
- (一四) 宮越山図、宮越山(三・五帖)。
- (一五) 藪原・荻曾山図、藪原・荻曾山(六帖)。
- (一六) 奈良井山図、奈良井山(一・五帖)。
- (一七) 三尾山図、三尾山(一・五帖)。
- (一八) 黒沢山図、黒沢山(二・五帖)。
- (一九) 王瀧山図、黒川山図、王瀧山(二二帖)。
- (二〇) 末川・西野山図、末川山(二帖)、西野山(二・五帖)。
- (二一) 奈川山図、奈川山(二帖)。

これに続いて、「山口・馬籠・菅・贄川ハ草山ニ而、御材木可成木立も希故、沢ハ除之」という記述があつて、山口・馬籠・菅・贄川の四ヶ所は、草山であつて、材木として伐採できるような木立が稀であるから、この町間記の沢々の記述からは除外すると、その理由を記している。

以上のように、先ず、山口・馬籠・菅・贄川の四ヶ所は草山で材木伐採不可能の故に除外され、妻籠山と蘭山、野尻山と阿寺山、須原小川山と伊

奈川山、上松山と上松小川山、福島山と岩郷山、上田山と原野山、藪原山と荻曾山、王瀧山と黒川山、末川山と西野山の一八山が、それぞれ合わせて記述されている。これらの合叙は伐木・運材、小谷狩りの利便性を考慮してのものであると考えられる。また、瀧越山・持原山・三浦山等の王瀧川上流の山については、独立の項目を設けて記述することをしてない。これらのことは、享保の林政改革期段階で、尾張藩が木曾山からの伐木・運材についてどのような意図を持っていたかを反映したものであると考える。

(三) 作成の意図

この町間記には、湯舟沢山の項で見えてきたように、この領域内の沢々を、木曾川への合流点から遡るといふ形で流路別に小さい沢まで、その名前と長さを細かく書上げている。そして、ここでいう「湯舟沢山」というのは、第3図の絵図で示した領域全体を指しているのである。このことはこの領域での伐木、小谷狩りという運材を実施するためには必要不可欠のものである。前述の木曾山方角図で見えてきた(ア)～(ヨ)の各山は、いずれもこのような性格のものである。

二 木曾材木役所管内総図

(一) 数多く存在する木曾材木役所管内総図

「木曾惣山並濃州三ヶ村山絵圖」・「木曾谷井三ヶ村之圖」・「木曾澤々之圖」・「木曾山惣図」・「信州筑摩郡木曾圖」・「菓山之圖」等々いろいろな

名前では呼ばれている絵図があるが、これらの絵図の中で、最も古い形のは冒頭で述べた山下和正氏の「木曾材木役所管内総図」(柏書房「地図で読む江戸時代」二二三頁)であるが、これらの絵図は、すべて木曾材木役所管内総図という名称を付けた方がよい性格のものである。

(二) 記載内容について

この種類の絵図について考えていく。そのために「木曾惣山井濃州三ヶ村山繪圖」(第1図、口絵参照)を例にしていくことにする。

この絵図も、この種類のものの例外ではなく、携帯に便利なように、縦一三・八^丈、横九^丈の大きさに折りたたまれており、表紙・裏表紙に当たる部分にそれぞれ厚紙を張り、表紙に「木曾惣山井濃州三ヶ村山繪圖」とこの図の名称が、裏表紙に「野村」と所有者の苗字と思われる文字が書かれている。この他に縦二七^丈、横一八・四^丈の大きさに折りたたまれた「木曾澤々之圖」のように一段と大きく折りたたまれたものもある。この折り方によって、これらの絵図がどのように使われていたのが、窺がわれるのである。

i 先ず最初にいえることは、前述の木曾山方角図に記載されている山ごとに色分けされているということである。

ii 木曾のまわりに聳える恵那山、駒ヶ岳、御嶽山。

iii 木曾川、奈良井川。そこに流れ込んでいる沢々とその名前。これらの沢々の位置と名前は、前述の『木曾谷澤々町間記』によっている。これは、この絵図の性格を決定付ける重要な点である。

iv 道々と村名。道は街道と、その他の道とを描き分けてあるのもある。

近世木曾材の伐木・運材の史料について(上)

村名の表示については、宿場は四角形で、その他の村は楕円形で囲んでいる。

街道の一里塚には道の両側に丸印を付けてある。それ以外の道には片側に丸印を交互に付けている。

v 他境界。どここの境か、その先の説明が書き込まれている。

中山道の南と北に、

①「三五澤 落合ヨリ十七丁 此先中津川宿」

②「櫻澤御境橋中ヨリ 西御領分 東松本支配」

伊那へ抜ける地点には、南から挙げていくと、

③「蘭峠 妻籠ヨリ三里十五丁 此先伊奈之内清内地」

④「新道木曾峠 妻籠ヨリ三里十五丁 此先伊奈之内ノ瀬村」

⑤「鍋掛峠 宮越ヨリ四里九丁 奈良井ヨリ三里三十四丁四十八間

此先伊奈之内小澤村」

飛驒・美濃へ抜ける地点には、北から挙げていくと、

⑥「松本領大野川入 大白川入」

⑦「野麦峠」

⑧「飛彈境」

⑨「飛彈境小郷舞台 加子母ヨリ一里半程 此先飛州御所野村」

⑩「小宮峠 加子母ヨリ七丁 此先苗木領左見村」

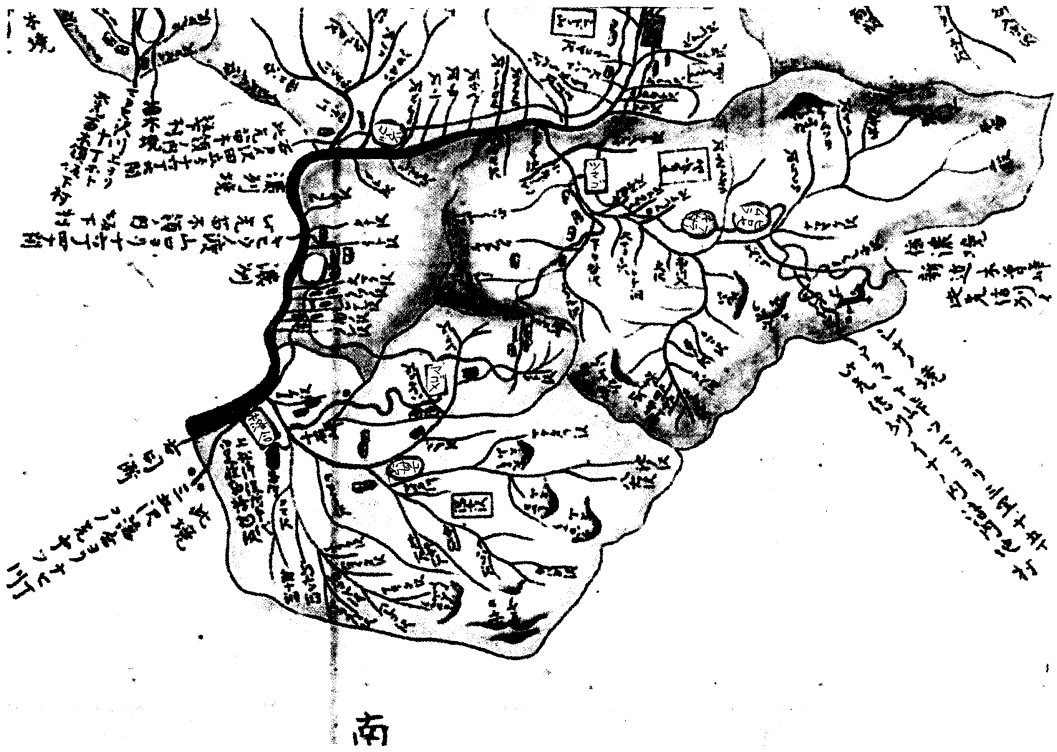
⑪「境ノ沢 付知ヨリ一里七丁程 此先越原村」

⑫「日枯 付知ヨリ一里程 此先田瀬邑」

⑬「井戸谷峠 川上ヨリ十二丁程 此先田瀬村」

⑭「馬瀬カ澤 川上ヨリ十丁程 此先坂下村」

⑮「石亀澤 田立ヨリ十六丁三十間 此先坂下村」



第4図 木曾材木役所管内総図(山下和正氏所蔵、岐阜県図書館保管)

⑩「濃州境キヒウ渡 山口ヨリ十六丁四十間 此先苗木領坂下村」

vi 巢山。

この絵図の余白に

「 木曾分五十九
御巢山數 三ヶ村并 二十四 合八十三ヶ所
三浦トモ

凡 東西 十里余
南北 二十里程

と、木曾の東西、南北の里数と、巢山の数が書き込まれている。第5図には、巢山の数の合計を八〇(木曾分五十九、三ヶ村分二一)としており、三浦山分が含まれていない。この絵図は後述するように第5図よりも後に作成されたものである。

(三) この類型の絵図の成立

この類型の絵図の内でも最も古いものは、「木曾材木役所管内総図」(山下和正氏所蔵、岐阜県図書館保管)であることはこれまで繰り返し述べてきた。第4図は、その絵図の南端に当たる部分である。

この絵図も、前述した「木曾惣山并濃州三ヶ村山絵圖」と同様に、木曾山の施業区ともいえるべき「山」が色分けされており、木曾川・奈良井川へ流れ込む沢々、道々、村々と、巢山等が描き込まれている。その中で注目しなければならないのは次の点である。

それは、第4図の落合宿の所に、家屋の形が描かれ、その説明として「番所 上松御役所手代御足輕物改」と書かれていることであり、そして、北端の平沢村にも同様に「番所 上松手代御足輕物改」と記載されている点である。

この両番所は、「寛文の林政改革期」の寛文九年(二六六九)に設置され、抜荷取締りの強化に当たったが、「享保の林政改革期」の享保一二年(二七二七)に廃止されている。とすると、この絵図は両番所が設置されていた時期に作成されたものであるということが言えるのである。このようにこれらの絵図はその作成時の情報を盛り込んだものである。

その例として第5図「信州筑摩郡木曾圖」(山下和正氏所蔵、岐阜県図書館保管)を挙げてこの項の終わりとする。この図からは、落合宿から馬籠宿への道が途中でとぎれており、その代わりに湯舟沢村を経由して馬籠宿への道があることが読み取れる。このことから、この図は中山道が湯舟沢村を経由していた時期の寛保元年(二七四二)から明和八年(一七七二)の間に作成されたものであることがわかる。

かように、この管内総図は、その時々々の情報をも盛り込んで作成されていたものと言えるのではないかと考えている。さらに、後になると、この絵図には、木版刷りのものも存在する。

註

- (1) 名古屋市蓬左文庫に天保一三年(一八四二)、徳川林政史研究所に宝暦九年(二七五九)・安永七年(二七七八)、名古屋市鶴舞中央図書館に明治三四年(一九一〇)の写本が所蔵されている。

- (2) 嘉永四年(一八五二)に神谷三園が書写したもの。他に、彼が安政六年(一八五九)に綴本とした「岐嶺山之圖解」がある。共に名古屋市鶴舞中央図書館所蔵。

近世木曾材の伐木・運材の史料について(上)



第5図 信州筑摩郡木曾圖(山下和正氏所蔵、岐阜県図書館保管)

(3) 『地図で読む江戸時代』をはじめ、『長野県アトラス』(平凡社、一九八二年)、『上松町誌』(上松町、二〇〇六年)等の刊行物、徳川林政史研究所等に数多く所蔵されている。

(4) 徳川林政史研究所に、片野温が昭和一六年一月に仕上げた写本全四巻が所蔵されている。

(5) 所三男『近世林業史の研究』六一〇～六一九頁。

(6) この点については、享保年間の境界意識や交通路が詳細に記されているので、『木曾材木役所管内総図』を、次に掲げる。

- ・①の所には、「此境 三三沢 落合ヨリ十七丁 コノ先中ツ川」
- ・②には、「信濃境 サクラ沢橋 ニエ川ヨリ一里五丁十八間 此先信州松本領 分本山」
- ・③には、「シナノ境 アラ、キ峠 ツマコヨリ三里十五丁 此先信州イナノ内 清内地村」
- ・④には、「信濃境 新道木曾峠 ツマコヨリ二里十五丁 此先信州イナノ内一ノ七村」
- ・⑤には、「信濃境 ナヘカケ峠 ミヤノコシヨリ四里二丁 ナラ井ヨリ三里卅四丁四十間 此先信州井奈ノ内小沢村」
- ・⑤の北に、「信濃境 ウハカミ峠 ニエ川ヨリ一里十五丁卅三間 此先信州イナノ内横川村」
- ・その北に、「信濃境 ヌルデ沢 賛川ヨリ二里五丁四十三間 此先信州ノ内小野村」
- ・⑥には、「信濃境 大白川 奈川ヨリ二里十七丁 此先信州松本領内稲コキ村」

・⑥と⑦の間に、「角ヶ平峠 奈川ヨリ二里卅五丁 此先信州松本領之内大ノ川村」

・⑦には、「ヨリ合渡峠 藪原ヨリ五里卅二丁 此先飛州之内ノムキ村」、「此杭木 従是西北方飛驒國御領所 正徳五年末十月八日」

・⑦と⑧の間に次の四峠が、

・「ナガ峯峠 西野ヨリ一里卅六丁 此先飛州之内ヒワタ村」、「此杭木 従是西北方飛驒御領 正徳五年末十月十日」

・「ヒタ境 大平峠 クラカケヨリ十五丁 コノ先ヒタノ竹原村」

・「飛驒境 クラカケ峠 此先ヒタノ内ミマヤノ野」

・「木曾・飛驒・濃州」境 子コヤ峠 (カシモヨリ二里十丁ホド・クラカケヨリ八町・タキコシヨリ三里) 此先飛驒之内ミマヤノ内竹原村」

・⑨には、「ヒタ境 小江アタイ 加子母ヨリ一里半ホト 此先飛州ノ内御厩野村」

・⑩には、「苗木境 小宮峠 カシモヨリ一里七丁ホト 此先苗木領サミ村」

・⑪には、「苗木境 境沢 付知ヨリ一里七丁ホト 此先苗木領越原村」

・⑫には、「苗木境 ヒカレ川 付知ヨリ一里半ホト 此先苗木領田セ村」

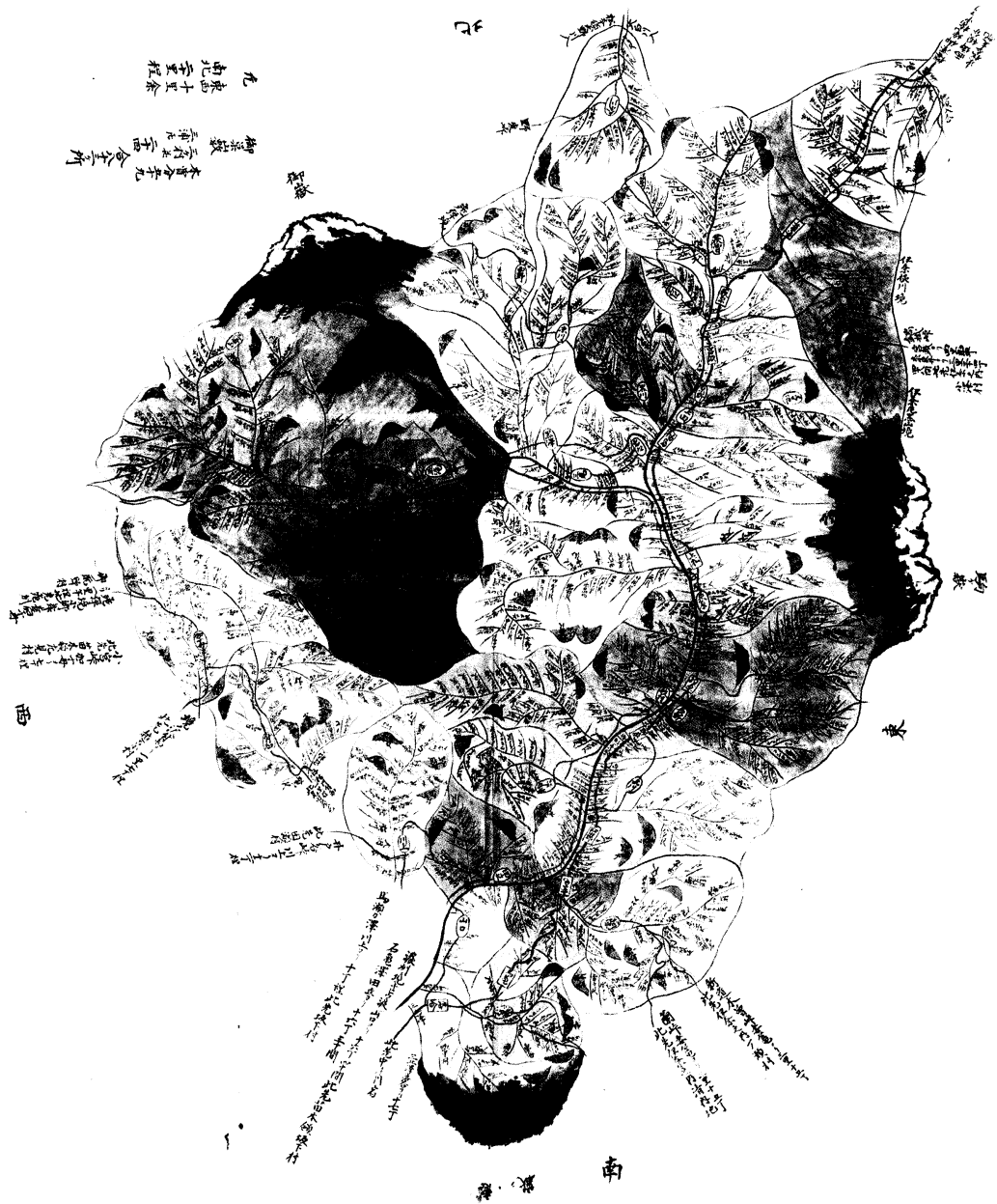
・⑬には、「苗木境 井戸谷峠 川上ヨリ十二丁ホト 此先苗木領田セ村」

・⑭には、「苗木境 マカセ沢 川上ヨリ十丁ホト 此先苗木領坂下村」

・⑮には、「濃州境 石カメ沢 田立ヨリ十六丁卅間 此先苗木領ノ内坂下村」

・⑯には、「濃州 キシウノ渡 山口ヨリ十六丁四十間 此先苗木領ノ内坂下村」

(7) 前掲註(5)『近世林業史の研究』六一七～六一〇頁。



第1図 木曾惣山并濃州三ヶ村山絵図 (徳川林政史研究所所蔵) (安藤茂良氏論文75頁参照)